

# 福岡県公報

令和 4 年 9 月 13 日  
第 332 号

## 目 次

### 告 示 (第828号 - 第830号)

○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	1
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	1
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
<b>公 告</b>		
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	3
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	3
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) ……………	3
○落札者等の公示	(警察本部会計課) ……………	4
○建築基準法に基づく一定の一団の土地の区域等の認定の取消し	(建築指導課) ……………	5
○令和 4 年度屋外広告物講習会について	(都市計画課) ……………	5
○土地区画整理組合の設立の認可 (法第14条第 1 項)	(都市計画課) ……………	6
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ……………	6

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) ……………	6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) ……………	7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) ……………	8
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) ……………	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	8

### 海区漁業調整委員会

○じょれん及びふるいの目合いの制限	(漁業管理課) ……………	8
-------------------	---------------	---

## 告 示

### 福岡県告示第828号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の 2 第 1 項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和 4 年 9 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
糟屋郡宇美町大字炭焼字原田谷山283の52
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

### 福岡県告示第829号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 4 年 9 月 13 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	湊下府線	糟屋郡新宮町大字湊341番1先から 糟屋郡新宮町大字湊338番7先まで

**福岡県告示第830号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	長高 栖橋線	前	朝倉市古毛90番先から うきは市吉井町八和田294番2先まで	5.9 ～ 7.6	840.0
			後	朝倉市古毛90番先から うきは市吉井町八和田294番2先まで	14.7 ～ 25.9	840.0

**公 告****公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年9月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

**1 大規模小売店舗の名称及び所在地**

- (1) 名称 スーパーセンタートリアル福岡空港店
- (2) 所在地 糟屋郡志免町別府二丁目546番地1外

**2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特になし****公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年9月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

**1 大規模小売店舗の名称及び所在地**

- (1) 名称 ツルハドラッグ筑後野町店
- (2) 所在地 筑後市大字野町756番1外

**2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
問題ございません。****公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年9月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

**1 大規模小売店舗の名称及び所在地**

- (1) 名称 ホームセンターコーナン福岡新宿店  
(2) 所在地 糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見無し

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年9月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 エマックス・クルメ  
(2) 所在地 久留米市東町316番地2号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特にありません

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年9月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年8月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 くりえいと三丁目商業施設  
(2) 所在地 宗像市くりえいと三丁目3番1号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 安中 正弘 東京都港区港南二丁目15番3号 外2者	NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 今関 智雄 東京都港区港南二丁目15番3号 外2者
NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 今関 智雄 東京都港区港南二丁目15番3号 外2者	NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 菅沼 正明 東京都港区港南二丁目15番3号 外2者

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年9月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年8月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) エフコープ粕屋店  
(2) 所在地 糟屋郡粕屋町酒殿駅南土地区画整理地内17街区1～15

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
エフコープ生活協同組合	代表理事 理事長 堤 新吾	糟屋郡篠栗町中央一丁目8番1号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
エフコープ生活協同組合	代表理事 理事長 堤 新吾	糟屋郡篠栗町中央一丁目8番1号
その他未定		

## 4 大規模小売店舗を新設する日

令和5年4月26日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,880平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	89
合計	89

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
B棟西側	10
建物敷地北側	8
合計	18

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
A棟東側	50.0
B棟西側	14.3

合計	64.3
----	------

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
A棟内東側	2.40
A棟内東側	5.52
B棟内西側	2.75
合計	10.67

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
エフコープ生活協同組合	午前9時30分	午後9時00分
その他未定		

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時00分から午後9時30分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	建物敷地南側及び西側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設No.1	午前6時00分～午後11時00分
荷さばき施設No.2	午前6時00分～午後10時00分

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年9月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
警察コミュニケーションシステム用サーバ機器賃貸借契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札を決定した日  
令和4年8月19日
- 落札者の氏名及び住所
  - 氏名  
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
  - 住所  
福岡市中央区天神一丁目10番20号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
239,863,800円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告日  
令和4年6月28日

### 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、次のように一団地の区域等の認定を取り消したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年9月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

申請者名	取消しを行った区域の場所	取消しを行った認定番号及び認定年月日	取消番号	取消年月日
福岡県建築都市部県営住宅課長	中間市中鶴二丁目7460-85の一部、7460-86、7460-87	第3号 昭和46年8月26日	4北整第2426号の1	令和4年8月8日

### 公告

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会を開催するので、福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）第15条第1項の規定により次のように公告する。

令和4年9月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 開催の日時及び場所

開催期日	時間	場所
令和4年11月14日	午前10時30分から 午後5時00分まで	福岡市中央区天神一丁目1番1号 アクロス福岡7階大会議室

#### 2 講習の内容

- 屋外広告物に関する法令
- 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- 屋外広告物の施工に関する事項

#### 3 受講資格

学歴、性別、経験の有無に関係なく受講できる。

#### 4 受講手続及び受付期間

##### (1) 受講の申込方法

ア 受講申請書に住民票抄本及び受講申請手数料2,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて、最寄りの県土整備事務所に提出すること。

イ 納入された受講申請手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は講習会を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受講を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

##### (2) 受付期間

ア 受講申込みの受付期間は、令和4年10月3日（月曜日）から10月17日（月曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日の受付はしない。

イ 郵便による受講申込みは、令和4年10月17日までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 5 その他

受講手続等の問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（電話092-643-3711）又は最寄りの県土整備事務所に行くこと。

#### 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同条第21条第3項の規定により次のように公告する。

令和4年9月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 組合の名称

篠栗町和田土地区画整理組合

#### 2 事業施行期間

この公告の日から令和7年3月31日まで

#### 3 施行地区

糟屋郡篠栗町和田一丁目、大字和田字下川原、字ナメリ川原の各一部

#### 4 事務所の所在地

糟屋郡篠栗町和田一丁目13番地38号

#### 5 設立認可の年月日

令和4年9月2日

#### 6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

#### 7 公告の方法

事務所及び篠栗町役場の掲示場に掲示する。

#### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年9月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画交通広場の決定（令和4年8月19日久留米市告示第426号）

#### 公告

宮若市吉川土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年9月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 退任理事

氏名	住所
寶部 勝	宮若市脇田2204番地
安河内 龍一	宮若市小伏1381番地2
藤島 重喜	宮若市下932番地
野田 金利	宮若市乙野442番地1
牧 義明	宮若市湯原1051番地1
松井 信秀	宮若市脇田525番地1
山本 茂春	宮若市下911番地
中村 邦昭	宮若市小伏511番地
荒牧 栄一郎	宮若市乙野475番地
小田 雅人	宮若市湯原632番地1
石松 靖孝	宮若市小伏491番地

## 2 退任監事

氏名	住所
瓜生 和磨	宮若市下1329番地
中村 道男	宮若市小伏1394番地
安河内 誠二	宮若市脇田25番地

## 3 就任理事

氏名	住所
寶部 勝	宮若市脇田2204番地
安河内 龍一	宮若市小伏1381番地2
藤島 重喜	宮若市下932番地
野田 金利	宮若市乙野442番地1
牧 義明	宮若市湯原1051番地1
松井 信秀	宮若市脇田525番地1
山本 茂春	宮若市下911番地
中村 邦昭	宮若市小伏511番地
荒牧 栄一郎	宮若市乙野475番地
小田 雅人	宮若市湯原632番地1
石松 靖孝	宮若市小伏491番地

## 4 就任監事

氏名	住所
瓜生 和磨	宮若市下1329番地
安河内 誠二	宮若市脇田25番地
神谷 博之	宮若市山口1507番地

公告

大内田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年9月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏名	住所
川上 澄吉	田川郡赤村大字内田4152番地
加末 博樹	田川郡赤村大字内田3866番地
稲榊 俊秀	田川郡赤村大字内田3953番地1
太田 勝征	田川郡赤村大字内田3261番地
川上 武	田川郡赤村大字内田3808番地2
木村 義明	田川郡赤村大字内田3276番地3
中村 太市	田川郡赤村大字内田3529番地
中村 俊美	田川郡赤村大字内田3521番地

## 2 退任監事

氏名	住所
太田 壽	田川郡赤村大字内田3819番地
荒尾 峰雄	田川郡赤村大字内田3796番地2

## 3 就任理事

氏名	住所
川上 澄吉	田川郡赤村大字内田4152番地
加末 博樹	田川郡赤村大字内田3866番地
稲榊 俊秀	田川郡赤村大字内田3953番地1
太田 勝征	田川郡赤村大字内田3261番地

川上 武	田川郡赤村大字内田3808番地2
木村 義明	田川郡赤村大字内田3276番地3
中村 太市	田川郡赤村大字内田3529番地
中村 俊美	田川郡赤村大字内田3521番地

## 4 就任監事

氏 名	住 所
太田 壽	田川郡赤村大字内田3819番地
田中 一	田川郡赤村大字赤853番地2

## 公告

五徳土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年9月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任監事

氏 名	住 所
若佐 孝夫	田川郡香春町大字香春2528番地

## 2 就任監事

氏 名	住 所
下原 良信	田川郡香春町大字香春2126番地5

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年9月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
山本豊田土地改良区	令和4年9月2日

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市楽市字荒町772番、773番1、774番及び775番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
久留米市中央町1番地1-3302  
株式会社チェンジホールディングス  
代表取締役 長瀬 功

## 海区漁業調整委員会

## 福岡県有明海区漁業調整委員会指示第113号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるアサリ資源の保護及び乱獲を防止するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和4年9月13日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

- 採捕の制限（じょれん及びふるいの目合の制限）
  - アサリを採捕するじょれんの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。
  - アサリを選別するふるいの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。



2 指示の適用海域

福岡県有明海区海面

3 指示の有効期間

令和4年10月1日から令和5年8月31日まで